ニ　主たる事務所
ホ　代表者の氏名及び住所
ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
リ　土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
三　森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
［イ～リ　略］
四　解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）
［イ～ヘ　略］
五　［略］
六　前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
　告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容
［2　略］

第二十一条　［略］

2　市町村長は、第十九条及び第二十二条の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

［3　略］
（電磁的方法）

第二十二条の二　地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

［一　略］
二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
［2　略］

第二十二条の二の三　地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

二　森林組合法第百条の二十二第三項の通知があった場合
［イ～リ　同上］
三　解散した場合（破産による場合を除く。）
［イ～ヘ　同上］
四　［同上］
五　前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
　告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容
［2　同上］

第二十一条　［同上］

2　市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

［3　同上］
（電磁的方法）

第二十二条の二　［同上］

［一　同上］
二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
［2　同上］
［新設］